はい！こちら消費生活センターです

債権回収会社から「電話連絡をするように」とのショートメールが届いたがどうしたらよいか？

Q昨日、スマートフォンに債権回収会社から「電話連絡をするように」と社名と電話番号が記載されたショートメールが届いた。どうしたらよいか。

（７０代男性）

A今回のケースについて、センターで確認しましたところ、当該会社は、特定金銭債権を買取り、または回収の委託を受け、回収を行っている債権回収会社（サービサー）であること、また、心当たりのない方は、メールを消去するようにとも付記されていました。

念のため、相談者に通販でのコンビニの後払いなどの支払い忘れや、デジタルコンテンツの利用はなかったのか、また、親族から債務超過の被相続人がいて次々と相続放棄などがなされたようなことがないかなどを確認しましたが、そのようなことはないとのことでした。

そこで、事業者のホームページに記載された「心当たりのない方など向け」の電話番号に、相談者ご本人から電話をしていただいたところ、人違いであることが判明しました。

このように、債務を確認するための電話であっても正しい請求であることがあるので、容易に判断せずに消費生活センターに一度ご相談ください。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎０７７４－７２－９９５５　（ナニ？キューキューGOGO！）

相談は**無料**です。　秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎１８８（いやや！）番もご利用ください。

相談日　　月～金（祝・休日、年末年始除く）
相談時間　　午前９時～正午、午後１時～４時
※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は 075-257-9002 へ
（電話のみ）
住　　所　　木津川市木津上戸１５　相楽会館１階
京都府木津総合庁舎東隣（ＪＲ木津駅東口から徒歩約５分）

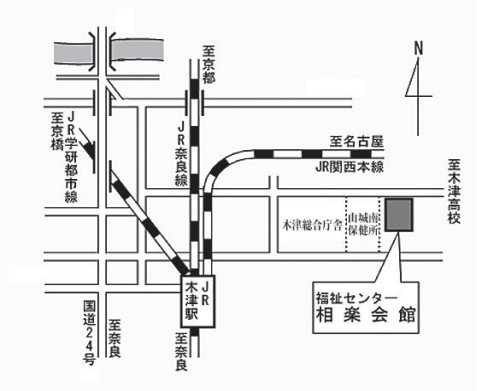

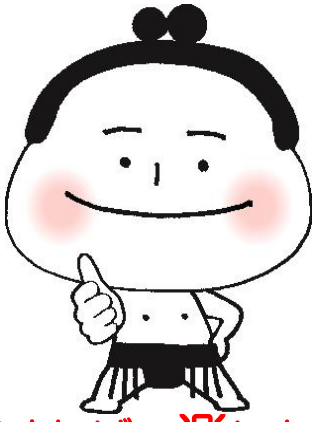

相談すれば　楽になる